

平成31年1月24日（木曜日）

第1回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

平成31年第1回松島町議会臨時会会議録（第1号）

---

出席議員（14名）

1番	杉原	崇	君	2番	櫻井	靖	君
3番	緑山	市朗	君	4番	赤間	幸夫	君
5番	高橋	利典	君	6番	片山	正弘	君
7番	澁谷	秀夫	君	8番	今野	章	君
9番	太齋	雅一	君	10番	後藤	良郎	君
11番	菅野	良雄	君	12番	高橋	幸彦	君
13番	色川	晴夫	君	14番	阿部	幸夫	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	櫻井	公一	君
副町長	熊谷	清一	君
総務課長	千葉	繁雄	君
財務課長	佐藤	進	君
企画調整課長	佐々木	敏正	君
町民福祉課長	太田	雄	君
健康長寿課長	児玉	藤子	君
産業観光課長	安土	哲	君
建設課長	赤間	春夫	君
会計管理者兼会計課長	鷹平	義弘	君
水道事業所長	岩渕	茂樹	君
総務課総務管理班長	櫻井	和也	君
教育長	内海	俊行	君
教育次長	三浦	敏	君
教育課長	赤間	隆之	君
選挙管理委員会事務局長	伊藤	政宏	君



午前10時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

平成31年第1回松島町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

町長より挨拶を求められておりますので、許可したいと思います。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、第1回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本日提案いたします議案は、平成30年第4回議会定例会において撤回させていただきました松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを提案させていただくものでございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 本日の議事日程等はお手元に配付しております。

---

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、12番高橋幸彦議員、13番色川晴夫議員を指名します。

---

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

---

---

#### 日程第3 議案第1号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、議案第1号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第1号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

12月定例議会に議案第82号で提案いたしました但、職務内容や勤務形態等につきまして精査する必要があると判断し、議案の撤回をしたこの案件につきまして再度提案いたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

それでは、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、平成31年度から学校教育への指導、助言を行う専門員を任用することに伴い、その報酬額を定めるため、当該条例を改正するものであります。

なお、詳細につきましては教育委員会教育次長よりさせます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） それでは、私のほうからご説明申し上げます。

町内幼稚園、小中学校における教育の振興と円滑な推進を図ることを目的として教育指導専門員を配置するため、その報酬額等を定める条例改正となります。12月議会の定例会後、教育指導専門員の職務内容や勤務形態等について精査した内容を踏まえながら、ご説明いたします。

まず、教育委員会での審議経過についてご説明いたします。

今回の条例改正案の提出に際しましては、昨年11月30日に行われた教育委員会定例会で審議していただき、専門員の人数や業務内容、報酬等について確認し、委員から賛成をいただいております。

また、12月議会後の12月21日に行われました教育委員会定例会、及び年明け1月4日に教育委員会臨時会を開催し、専門員設置規則の案を議題としてお諮りし、各委員からご意見をいただき、今回の議案提出内容について賛成を得ております。今回の条例改正後に再度教育委員会で議題とし、後ろのほうの資料1にございます専門員設置規則を制定したいと考えております。

次に、今回配置する専門員につきまして、その職務内容をご説明いたします。説明資料の2枚後ろですね、資料2をごらんください。横版になっております。

資料上にある専門員の主な資格と職務は、資料にお示ししたとおりとなります。現在配置している指導主事の資格と職務を参考に、下のほうにお示しをいたしました。今回の専門員は、この指導主事に近い役割を果たしてほしいと考えております。本町で採用する専門員は、校長経験者もしくは行政と校長の両方の経験を有する者が適任と捉えております。

専門員の配置は法令的に必須ではありませんが、教育に熟知した者が教育長以外に教育委員会には必要です。学習指導要領の完全実施に向けた対応や教師の指導力向上、いじめや不登校対策を含む生徒指導についてなど、学校に対する指導・助言をきめ細かく行う立場の者が必要と考えております。

専門員を常勤ではない非常勤特別職とすることで、課長職兼務等での決裁権を持たなくなります。そのため、幼稚園・小中学校への指導助言の職務に集中できると考えています。専門員の席は、教育委員会事務局の場所に設置いたします。学校現場のことをよく知る経験から、学校教育班への助言を行ったり、計画的に学校に訪問し、直接校長やほかの教職員に助言したりすることができると考えています。

次に、12月議会の際に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと専門員の違いについてご質問がありました。専門員の業務には、いじめ及び不登校対策、教育相談を挙げておりますが、これは専門員が直接スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと同じように保護者、児童生徒のカウンセリングを行ったり、直接家庭訪問等を行ったりするわけではございません。その資料2にありますように、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーそれぞれの資格と専門の業務があります。

めくっていただきまして、資料の3をごらんください。右下の図にある松島心のケアハウス、通称「もみの木教室」と呼んでおりますが、これは手樽の交流センターでございます。学習支援や教育相談機能を持っています。専門員のかかわりは、この3つの組織のようなスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、もみの木教室の職員に対して指導・助言をし、効果的な運用を図ることにあります。ほかの市町村でも、指導主事や専門員が教育委員会と学校、そしてスクールソーシャルワーカーらを結びつける役割を担う立場として、必要とされております。専門員としての業務内容は、まとめる立場となります。専門員がいることで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの効果的な活用がより一層担保される場所と考えております。

次に、専門員の任期や任用形態等についてご説明いたします。戻っていただきまして、条例に関する説明資料をごらんください。

任用の定数は1名、任期は1年で再任は妨げず、年度ごとの任用とします。これは、専門員設置規則に定めます。任用形態は職務内容が専門的な指導・助言であることから、非常勤特別職となります。12月定例会において、専門員の勤務日数や勤務時間が規則にないのご指摘がありましたが、これも専門員設置規則の中に原則週30時間とすると定め、運用としては週5日、

1日6時間相当の勤務をさせたいと考えております。

最後に、専門員の報酬についてご説明いたします。報酬額月額22万円につきましては、県内市町村で教育指導などを行う専門員を配置していますが、その報酬額が月額20万円から24万円となっております。あわせて、松島町再任用制度における退職時課長級の者の給与額がフルタイムで月額27万円、6時間の短時間勤務ですと月額21万円であることなど、多方面での金額も参考としております。職務内容が本町が喫緊の課題としております事案であり、成果が求められる職責のため、他市町村との差をなくし、よりよい人材を確保するためにも適正な金額として設定しております。

今回の専門員は非常勤特別職に該当し、報酬は勤務日数に応じて日額で支給することを原則としますが、事務量や勤務の実態が常勤職員と同等になされるような場合、その報酬が月額あるいは年額をもって支給することがより適当と考える場合には、条例の定めにより勤務日数によらないことができるとされております。

本町においては、職務の性質・内容・職責・勤務形態などを考慮し、学校に大きくかかわっていただくという職務内容から、月額とすることで豊かな見識のあるよりよい人材を確保するため、月額報酬とさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 1つだけお伺いします。

12月に質問させていただいて、そういう質疑の中での問題を含めていろいろ検討していただいて今回再提案していただいたと、こういうことなんです。それで、専門員として校長先生を経験された方と、そういうようなことが今お話しされたようなんですが、募集の方法と申しますか、どういう形で行うのか。公募するのか、あるいは県の教育委員会のほうに人材確保の方向の相談をするのか、その辺どういう方法でおやりになるのかというところだけお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 募集の方法についてお答えいたします。

松島町及び近隣にお住まいの方を想定しております。松島町に特に詳しくれば、さらにいいと思っております。個別に私が人選、打診、教育委員会に推薦するという形で識見の高い校長先生あたりを選んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） この規則の案なんですが、5条の2項の（2）「専門員として必要な適正を欠くと認めるとき」、これは免職するよということなんだと思いますけれども、この適正を欠くかどうかという評価というか判断というのは、どなたがやるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） 今、第5条の（2）ということですが、これは公務員というか学校教職員につきましても、例えば守秘義務でありますとか信用失墜行為でありますとか、そのような服務規程に基づいて適格性に欠ける場合には教育長が判断をして、あと教育委員会の定例会で教育委員さんにもお諮りをしながら決めるということになるかと思えます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 基本的には1年ということでの契約だということなんだそうですが、宮城県内の教育指導員か何かで、どこかで再任用されなくて裁判なんかで訴えている先生いたと思うんですけども、1年だよと、再任用できるというようなものも要綱に入っているんですけども、規則にね。そういうときに、本人の専門員と教育委員会の考え方の違いなんか出てきたときに、難しくなるんじゃないかなという思いがしたのね。そういうときはどのような対応するのかと思って、ちょっととお聞きしたいと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） 再任を妨げないというような条項も入れておりますが、これも教育委員の定例会におきましてもいろいろご意見をいただきまして、ある委員からなどはこの年度に松島の課題としてこれに取り組んでほしいんだというような重点を決めて取り組んでいただいてその成果を、やはり目標の達成と申しますか、きちんと年度当初に専門員にも「今年度はこういうことをやっていただきますよ」「こういうところまで達するようにお願いします」とそれを1年間やっていただきまして、その後はやはり検証の場を設けまして、その成果がどうだったのかということを検証しながら、次年度の任用を継続するかどうかということも教育委員にも諮りながらやりましょうということでご意見をいただいておりますので、その方向で今進めているところでございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） いずれは教育委員会の中で協議して、いずれはそういうふうにするんだと思います。ただ、その問題になっている地域でも、そのような形にしているんだけれどもそういう問題が出てきたんだと思うんですけれども、ここをですから1年なら1年だよ」ということで切っておいたほうがいいんでないのかなと思って。再任ということになってくると、その人によって「俺、何悪いことしたの」とかのようです、今裁判になっているのはね。だから、そういうときに大変なんだろうなという思いがしたものですから、そういうときにどういう適切な対応ができるのかなというふうに思ったものですから、質問でした。

今の教育委員会の中でということでは十分でしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 責任持って、教育委員会でその方の人となりを見極め、次年度につなげるかつなげないか検討していきたいと思っています。次長がお話ししたように、定例の教育委員会の中でもやっぱり評価をしていかなきゃならないなという話はしておりますので、それ以上に公務員から逸脱する分限とかそういうのがあれば、これは一発アウトになりますけれども、それ以外はあとこちらで責任を持ってきちんと対応していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） いずれにせよ教育委員会が、大体教育委員会の所管なんだよね、全部見てみるとね。ですから、余りにも教育委員会の下なのか上なのかよくわからないですけれども専門員をあちこちに、ソーシャルワーカーだってスクール何だかっていうのをいっぱい置いてはいるようですけれども、文字で見ると皆似たような仕事でないかなと私は思うんですけれども、子供のためにやるというのであれば仕方がないのかなという思いがしますけれども、その辺そういう問題が出たときにしっかり対応していただきたいと思っています。

それからもう1点、非常勤なんですけれども、専門員は非常勤ですけれども、専門員設置規則をつくって身分を保障するということになるんだと思います。ただ教育委員会には、ほかの非常勤もいますよね、多分。いないですか。ちょっとわからないから、教えてください。非常勤、いないですか。

○議長（阿部幸夫君） どうぞ、答弁願います。三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） 非常勤の中で特別職について申し上げますと、各種の例えば社会教育委員であるとか、ときどき年間数回の会議に出席していただいて特別職扱いで報酬対象となっている者は、定めております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 特別職以外にはいない、普通の非常勤職員としてはいないんですか、1人も。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） そのほかに、各学校に配置している特別教育支援員であるとか学級担任補助、あるいは幼稚園にも配置しておりますが、そのような職員は採用しております。年度ごと、採用しております。

○11番（菅野良雄君） そういうのはいらっしゃるのね。

○教育次長（三浦 敏君） はい。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） そういう人たちの雇用の規則なり要綱なりというのは、また別につくられているのですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 一般的に、毎年1月に面接等を行っている臨時職員のことを多分言っているんだと思いますが、その方等については募集要項に記載している例えば9時から16時までですとか、そういったものに基づいてやっていますし、あと休日等については要綱等がありますので、それに基づいて休日等も定めているところです。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） それから、例えば勤務中にけがしたときの補償とか何とかというのは、これは特に定めなくてもよろしいんですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 非常勤特別職の公務災害として扱いますので、それは大丈夫です。

以上です。

○11番（菅野良雄君） これは、非常勤職員でも可能だと。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 一般の臨時職員ということだと思いますけれども、それもそのような形になってきます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） ちょっとネットで見てみたら、利府町なんかではこういう非常勤の方々の規則つくっていたようで、やっぱりそういうものできちっと保障してやらないとだめなのかなという思いがしたんです。非常勤職員取扱要綱みたいなものをつくってやっていたんですけども、これは専門員の設置規則ということで、この方だけをということなんでしょう。ですから、教育委員会にいるほかの非常勤も同じような形にしてやるべきでないのかなというふうに思ったので、どっちがいいんだかよくわからないんですけども、ほかの非常勤も専門員も同じような保障、待遇してやるべきだなと思ったんですけども、どっちでも大丈夫だということですね、じゃあ。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） どちらも公務災害の対象になります。以上でございます。

○11番（菅野良雄君） わかりました。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。6番片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 今回の職務なんですけれども、このときの各学校の校長の権限っていうのはどのようになるんでしょうね。これ、学校校長からこういう指導を例えばお願いしたいという場合、初めてこの指導員の専門員が出向してそういうふうに相談を受けるのか。それとも、教育委員会としてこういうことはこういうふうにしなさいというふうに指導するのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 私の方からお答えします。

要望、要請があつてこの方を派遣するというのではなくて、常に各小中学校を巡回して歩くと。三浦次長からお話しあつたように、文書処理でこちらにいるのではなくて、常に学校に行つて学校の今困っている課題についてお話を聞いて対応していくという形、それを私に報告して、あと私がまた構築し直すみたいな形です。

ですから、校長だけじゃなくて教頭先生、教務の先生、もちろん校長の許可を得ながらなんですけれども、毎週何回行くとかいうわけではございません。常に一小、二小、五小と回って歩きながら、指導に当たるということを念頭に置いております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） そうしますと、この専門員は各学校を訪問して、その状況を把握すると

というようなことでありますが、そのときに校長の権限としてこういうことをぜひやってほしいというような要望等があった場合の、この専門員の立場はどのようになるんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 校長からこういうようなことをやってほしいといった場合には、その非常勤特別職ができる範囲でまず検討します。あと、できなければ持ち帰って教育委員会、私を中心にあと対応策を考えていくというような形で考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 各学校の校長の権限として、自分の教育指導等について学校の校長の権限ってというのは、相当大きいものだろうと私は思っていますね。その学校の代表だと思っているんですが、その中で教育課程の学習指導とか何かというのは、何か問題があったとき指導するんですか。それとも、こちらからこういうことをしなさいというふうに指導するんですか。それはどうなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） それでは具体例で、ちょっとわかりやすいように具体例でひとつお話しをしたいと思います。

例えば学習指導、先生方の教員の授業については、例えば松島町では指導力向上プログラムというものを設定しております。松島町の小中学校の授業づくりはこうしましょうと、こうすることによって指導力を向上しましょうと。その中身は、例えば授業の最初には課題をきちんと子供たちに提示しましょう。板書、黒板に書きましょう。あるいは、子供たちの話し合い活動をさせましょう。単なる教授一辺倒の授業ではないようにしましょうということで、これは校長会等でも校長等の学校運営にもその方向でやっていただくということで、校長会でも話し合いをしていただいて、それについて例えば専門員が学校を訪問して、授業を参観して、「ああ、これは指導力向上プログラムと照らし合わせて課題がきちんと提示されていましたが、子供たちの話し合いがまだもう一つだと思います。校長先生、こちらをもう少し校内で検討されるといいですよ」というような話を校長に申し上げます。

そうすると校長は、校長も気づかなかったような点について「ああ、なるほど。この教員はここがよくて、ここが不十分な点があるのかということが明確になって、町内の教員の指導力が向上していくというようなことで、各学校のそういう授業づくりというものへの助言ということがあります。1つの例でございました。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） その辺を含めて、松島町の教育の向上に努めていただければと、そのように思っております。また、その校長の権限等も含めまして十分に協議の上で、いい方向の教育指導に当たっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 専門員は校長経験者もしくは行政の経験者ということで、それに関して規則をつくってもらったので、すごくわかりやすいのかなと思います。

それで7条のところなんですが、必要な事項は教育長が別に定めるとあります。この必要な事項というものは、どういうものが想定されるのかお聞きします。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） お答えいたします。

先ほど、例えば第6条の4項に原則週30時間というふうにお示しをしましたけれども、別に定める服務規定、これは本当にまだ案で、教育委員会にもお諮りはしていないところなんですが、その中で週5日の6時間というようなものを目安として明記していきたいというふうを考えています。

あとは職務内容も、第2条のほうには5項目明記しているんですが、抽象的な大きなものでございますので、別に定めるものの中にもうちょっと詳細な職務について挙げていきたいというふうに思っています。

あと、先ほど申し上げた検証ですね。検証と評価をしながらということでの場を設けるんだということも、明記したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。

他に質疑を受けます。5番高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 5番高橋です。

今次長のほうからいろいろ向上委員会ですか、向上プロジェクト委員会とかのようなお話もありました。なおちょっとお聞きしたいのが、町でも連携教育ということで実際数年にわたってやっていますけれども、秋田のにかほ市との連携もしながら教育課程の中でやっていますけれども、この臨時職員の方の立ち位置というのが先生方の指導とか何とかって、今教育課程

の指導というようなことになると思うんですけども、そういった連携教育の中の指導ということも含んでのことなんでしょうか。どちらかといえば、やっぱり学年を越えてとか小中を越えての先生方の交流なんかもあるんでしょうし、そこで指導というような要項が変わってくると思うんですけども、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 質問にお答えします。

連携というのも視野に入れております。規則の第1条に、松島町の幼稚園、小学校、中学校って書いてあるということは、文字に起こしただけでなくて幼稚園、中学校、小学校と連携しながら、私がかつてお話しした幼稚園から中学校まで12年教育というような流れの中で、いろいろご指導に当たっていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。

他に質疑を受けます。質疑ございませんか。どうぞ、11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 月額22万円ということは、社会保障の対象になるんですか。社会保険とか雇用保険とかって。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 対象になります。一応基準の目安が4分の3以上、常時勤務を要する職員の4分の3以上の勤務が1つの目安になりますので、6時間を今想定しているということで、社会保険の対象になるということです。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。質疑を終わります。

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第1号松島町特別職の職員で非常勤

のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

平成31年第1回松島町議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時35分 閉 会